

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称
水と緑に囲まれた快適なまちづくり

2 地域再生計画の作成主体の名称
静岡県榛原郡吉田町

3 地域再生計画の区域
静岡県榛原郡吉田町の全域

4 地域再生計画の目標

本町は静岡県のほぼ中央に位置し、かつて「越すに越されぬ大井川」として知られた大井川の右岸河口部を占める、東西 6.5 k m、南北 6.9 k m、面積 20.84 k m²の町である。

町の南部に接する駿河湾沿岸は、静岡県内にあるすぐれた自然の風景地として、静岡県立自然公園条例により「御前崎遠州灘県立自然公園」として設定されている。防砂林としての美しい松林は残すものの、海岸は長い間の波による浸食を受け、石ばかりの海岸に姿を変えてしまっていたが、渚リフレッシュ事業により離岸堤を設置したことにより、海岸にはかつての砂浜が戻り、今では大勢の親子連れやサーフィンを楽しむ若者で賑わう海岸となった。

よみがえったこの海岸をきれいなまま残していこうと、海岸に接した自治会が海岸清掃を行うようになり、住民意識の中にボランティアによる愛護運動が芽生え始めている。これと競うように一級河川大井川に面した二つの自治会も、法面に捨てられたごみや空き缶を拾う清掃活動を行うようになり、水辺空間の美観を保全しようとする活動は拡がりを見せている。

町の産業としては、かつて養鰻業が町を支えていた時代があった。大井川の豊富な伏流水に恵まれたことで、昭和 30 年代以降飛躍的に発展し、一時は全国有数の生産地となったが、その後国内他生産地の進出や外国産鰻の流入に押され、現在は最盛期の 10 分の 1 程度にまで減少している。

昭和 44 年に東名吉田インターチェンジが開設されて以降、豊富な地下水に加えて、交通の利便性が増したことから、企業立地や宅地開発が進み、養鰻業の衰退と歩調を合わせるように、土地利用の形態は、養鰻池、農用地等の自然的なものから、工業用地、住宅用地等の都市的なものに変化してきており、人口も企業集積に伴う地元人口の定着に加え、静岡都市圏などへの近

接性からベッドタウンとしての性格が付加されたことにより増加傾向にある。

このように、近年、吉田町においては、特に養鰻池跡地を中心に宅地開発が盛んに行われ、土地利用のスプロール化が進んできた。基盤整備が追いつかない中で住宅地が増加したことにより、家庭からの汚水が自然の生態系を残していた小河川に流れ込み、以前の自然との調和のとれた生活環境が損なわれ始めている。

今回の事業においては、第3次吉田町総合計画にもうたわれた「水と緑に囲まれた快適なまちづくり」と題した地域再生計画を立ち上げるにあたり、ハード面から污水处理施設の整備を進めるほか、ソフト面から住民の水辺空間の美観を保全しようとする自主的な活動をバックアップし、官・民双方が持つ緑化運動とも連携することで、全体が機能する中で地域再生を図っていききたい。

(目標1) 基盤整備としての污水处理施設の整備促進(污水处理人口普及率を41.0%から50.0%に向上させる。)

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

水と緑に囲まれた快適なまちづくりを推進するため、污水处理施設整備交付金を活用して、吉田町全域において下水道及び浄化槽を効率的に整備し、污水处理人口普及率の向上を図る。

この事業により、側溝や小河川への汚水の流入を減少させることができ、生活環境の保全が図られるとともに、住民にとって安心・安全な住環境を整備することができる。また、水道水源の水質保全や沿岸水域の自然を良化させることにより、より発展的な吉田町の未来像を形成することができる。

・下水道認可の年月日 平成16年3月16日

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

污水处理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

・吉田町

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道 認可区域
- ・ 浄化槽 その他の区域

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度から19年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成17年度から19年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 200～400 10,000m
- ・ 浄化槽（個人設置型）

	H17	H18	H19	計
5人槽	25	45	45	115
6～7人槽	15	37	37	89
8～10人槽	0	3	3	6
計	40	85	85	210

[事業費]

公共下水道	1,500,000 千円 (うち、単独 600,000 千円) (うち、国費 450,000 千円)
浄化槽	80,403 千円 (うち、国費 26,801 千円)
合計	1,580,403 千円 (うち、単独 600,000 千円) (うち、国費 476,801 千円)

5 - 3 その他の事業

住民による河川清掃活動

この活動は、住民の自主的な活動として5月の日曜日に町の全域において展開される清掃活動である。住民の年中行事として定着しつつあり、ゴミや障害物の除去のほか滞留土砂の浚渫を行うなど生活環境の保全に大いに寄与しているところである。

町としては、住民の自主性を尊重しつつも、手作業による活動では対応しきれない箇所への機械作業を援助することで、住民による河川清掃活動の効果と意識が、今後も持続され向上していくよう図る。

また、下水道の供用がなされた地区における河川清掃は、側溝等の滞留物

が年々少なくなっているなど、その効果が住民の目にも明らかなようで、河川清掃に参加することが、下水道に対する啓蒙や宣伝にもつながっている。

このように、本計画と住民活動が相互に連動しあうことによって、地域が再生し、やがて「水と緑に囲まれた快適なまちづくり」が達成できるよう図っていききたい。

「吉田町緑のオアシス条例」による緑化の推進

当町では、平成4年に同条例を制定して緑化の推進に努めてきている。同条例では事業場敷地に緑化基準を定めるほか、毎年4月29日の「みどりの日」に「吉田町緑のオアシス祭り」と銘打った祭典を開催して、緑化にかかる各種講習会や植木市を開くなどさまざまな催しを行っており、例年大勢の人出で賑わっている。中でも新築家庭への苗木の配布などは好評で、「緑化」という視点からの町的美観形成と生活環境の改善、住民意識の向上に寄与している。

緑化活動の発信

大井川河口右岸付近にあった県有地と町有地合わせて21haを整備して、平成13年に当町で「しずおか緑花祭」が開催された。4月21日から5月27日までの37日間の期間中、500種50万株の花に彩られ、国内外の一流デザイナーによる庭園の展示がなされた公園におよそ60万人もの来場者が詰め掛け、当町始まって以来と言ってもよい大変な賑わいを見せた。閉会後の跡地は県営吉田公園として再整備され、しずおか緑花祭開催と同時に設立されたNPO法人「しずかちゃん」の活動拠点ともなっており、現在では「緑花大学」を開催するなど緑と花の活動の発信地となっている。

6 計画期間

平成17年度から平成19年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価する。また、必要に応じて事業の見直しを図ることを内容とした地域再生計画に基づく政策評価基本計画及び実施計画を策定し、実行する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし